

くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

おしらせ

みんなで元気になろうや！
講座に参加しませんか

▽とき 8月1日(木)・午前9時30分～午後1時(9時15分から受け付け)

▽ところ 中央公民館45会議室・調理室

▽内容 高血圧の話

▽対象 町内に住んでいる30歳～74歳の人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持ってくるもの 健診結果表、筆記用具

▽申し込み 7月25日(木)までに、健康づくり係(☎223局3533)へ

33)へ

福祉のしごと就職フェア

2019 in FUKUOKA

▽とき 8月3日(土)・午前11時～午後4時

▽ところ クローバープラザ(春日市原町・JR春日駅前)

※詳しくはホームページをご覧ください。

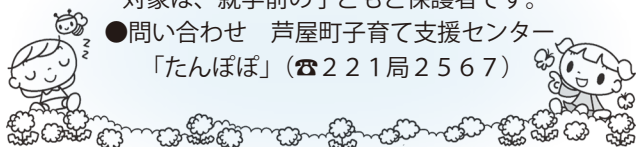


▽問い合わせ 福岡県社会福祉協議会(☎092-584局3310)

たんぽぽコーナー

対象は、就学前の子どもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター「たんぽぽ」(☎221局2567)



8月の日曜開館日 4日・18日

お盆(13日(火)～15日(木))は通常開館

＊にこにこ絵本

▷とき 8月1日(木)・午前10時45分～11時15分

＊すくすく広場「手作りおもちゃで遊ぼう」

▷とき 8月6日(火)・午前10時～11時

＊吉村じいちゃんと絵本マミーの絵本タイム

▷とき 8月16日(金)・午前11時～11時30分

＊プール遊び

▷とき 7月18日(木)～8月23日(金)(18日(金)と13日(火)～15日(木)を除く)・午前9時30分～午後2時30分

※行事開催時(午前中)や芦屋東小学校学童クラブが使用するときは利用できません。詳しくは施設内とホームページに掲載します。

＊育児相談

【離乳食の日】(栄養士による栄養指導と進め方相談)

▷とき 8月19日(木)・午前10時30分～11時30分

▷定員 10組

▷持ってくるもの 家で作った離乳食や市販のベビーフード

【たんぽぽ相談】(保健師・栄養士による相談)

8月の相談日はありませんが、気になることがあれば気軽に電話してください。次回は9月9日(木)です。

※町外の人でも相談できます。

【ほほえみ相談】(小児専門の臨床心理士による相談)

▷とき 8月27日(木)・午前10時～正午

※予約は芦屋町に住んでいる人のみです。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 8月21日(木)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。



消費者ホットニュース

チケット購入は公式サイトを利用しましょう

スポーツ観戦のチケットを購入しようと検索し、一番上に表記されたサイトを公式サイトだと思ってチケットを申し込み、約13万円をクレジットカード決済した。ところが購入したサイトは転売仲介サイトである事が分かった。公式サイトによると、転売仲介サイトで購入したものは無効と記載されている。支払いたくないが、海外のサイトのように交渉もできない。

<アドバイス>

☆検索サイトで検索し、上部に広告として表示されたサイトを公式サイトと勘違いしやすいので気をつけましょう。

☆非公式のチケット仲介サイトで不当に高額で転売されているチケットは、購入しても入場できない場合や公演中止、延期の補償が受けられないなどのリスクを負うことがあります。

☆特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが生じてキャンセルの条件や返金の保証などの交渉が難しい場合があります。また、チケット不正転売法が今年の6月14日から施行されましたが、海外の転売仲介サイトにはこの法律を適用にしにくい面があるので気をつけましょう。

少しでも不安を感じた時は、まず、消費生活相談窓口にご相談してください。消費生活専門相談員がアドバイスします。

▷問い合わせ 消費生活相談窓口（地域振興・交通係 ☎ 223局3543）

みんなのねんきん

国民年金保険料免除制度・納付猶予制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

●保険料免除制度

保険料の免除を受けるには、本人・配偶者・世帯主の前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。基準額以下であれば、段階に応じて全額または一部が免除されます。

また、免除には退職（失業）の特例があります。所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主の中で、申請する年度または前年度に退職した人は、雇用保険の受給資格者証や離職票などを添付することで、その人の所得審査が除外されます。

※一部免除の場合、免除後の保険料を納付しないと未納となりますので、必ず納付してください。

▷問い合わせ 保険年金係（☎ 223局3532）

●納付猶予制度

50歳未満の人は、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

※追納＝免除や猶予を受けた期間は、将来受け取る老齢基礎年金がその期間分だけ減額されますが、10年以内であれば、あとから納めることができます。

▷承認期間 7月～翌年6月

※毎年申請が必要となりますので、7月以降に手続きをお願いします。

※免除や猶予は2年1カ月前までさかのぼって申請することができます。

▷手続きに必要なもの 年金手帳、印かん、雇用保険被保険者離職票または受給資格者証（失業により申請する場合）など

おしらせ

町営住宅の入居者募集

●後水団地（世帯向け4戸）

▽問取り 2DK

▽応募資格 応募時点で町内に住民票のある世帯または町内勤務者のいる世帯。収入要件など、詳しくは、住宅係窓口で配布する募集案内で確認してください。

▽選考方法 先着順（定員になり次第終了）

※部屋は選べません。

▽入居時期 8月下旬以降

▽申込受付 7月16日（火）から随時

※午前8時45分時点で、申し込み多数の場合は抽せんです。

▽問い合わせ 住宅係（☎223局3540）へ

夏休み子ども英会話講座

夏休みの間に、楽しみながら初歩的な日常英会話を身につけてみませんか。受講料は無料です。

▽とき 8月2日（金）、9日（金）、16日（金）、23日（金）・午前10時～11時30分

▽ところ 山鹿公民館学習室

▽対象 町内の小学3年～6年生

▽定員 10人（先着順）

▽講師 縄田美智子さん

▽申し込み 7月17日（木）・午前8時30分から山鹿公民館（☎223局1892）へ

※受け付けは午後5時まで、月曜日は休館です。

国民健康保険証を郵送します

現在使用している保険証（柿色）は、有効期限が7月31日（木）です。8月から有効の新しい保険証（桃色）は、7月下旬に郵送します。

世帯主あてに世帯の被保険者分をまとめて郵送しますので、8月からは新しい保険証を使ってください。現在使用している保険証は、8月になってから破り捨ててください。

なお、新しい保険証（桃色）の有効期限は令和2年7月31日（金）です。

■町外に住んでいる人の保険証を発行します

世帯の被保険者で施設に入所している人、または芦屋町外に住所がある学生で芦屋町の保険証を持っている人は、学生証、在学（在所）証明書、合格通知書のいずれかと印かんを持って、保険年金係で手続きを行ってください。

なお、4月1日以降に手続きを行っている人は世帯主あてに郵送

します。

■国民健康保険証と高齢受給者証が1つになります（70歳～74歳の

8月からの新しい保険証は、高齢受給者証の情報も記載されている「保険証兼高齢受給者証」となるため、医療機関の窓口では「保険証兼高齢受給者証」を提示してください。

現在使用している高齢受給者証は、8月になってから破り捨ててください。

■国民健康保険税（国保税）の滞納者には、保険証を郵送しません

平成30年度以前の国保税に滞納がある場合（7月1日までに納付が確認できない場合）は保険証を郵送しません。

8月1日（金）以降に現在持っている保険証（柿色）と印かんを持って、保険年金係にきてください。

▽問い合わせ 保険年金係（☎223局3532）

ひとり親家庭等医療証の切り替え

現在、すでにひとり親家庭等医療証を持っている人は、9月30日（金）で期限が切れるため、新しい医療証への切り替えを行います。

該当者には7月下旬に通知しますので、受付期間中に手続きを行

広告

【取組期間】令和元年6月3日（月）～令和元年8月30日（金）

サマーキャンペーン2019

夏の貯金もJAバンクでよかろうもん！

JAの定期貯金

※金利は店頭金利と異なります

30万円以上お預けの方
先着でちりめん紙カネ
プレゼント!!

●商品がなくなり次第、終了いたします

●預入期間：1年以上
●対象者：個人取引先で組合員（みなじ組合員も可）及び組合員にご加入いただける方

JA北九 戸尾支店 TEL: 223-0181

介護保険料が決定しました

65歳以上の人の令和元年度の介護保険料額決定通知書を7月下旬に郵送します。

介護保険料は、住民税や世帯の状況などによって該当する所得段階を25区分に分けて決定されます。

ってください。審査のうえ、認定者には9月末までに新しい医療証を郵送します。

▽受付期間 8月1日（金）～30日（金）

▽問い合わせ 保険年金係（☎223局3532）

参議院議員通常選挙があります！
忘れずに投票しましょう！
〔県啓発標語〕～必ず行くけん 投票！～

投票所入場券を選挙人ごとに送付します。必ず自身のものを投票所に持ってきてください。(紛失した場合、「①運転免許証、②マイナンバーカード(顔写真付)、③健康保険証」のうちいずれか1つを持ってきてください)。大切な一票、忘れずに投票しましょう。

■投票日 7月21日(日)・午前7時～午後8時

■投票所

投票区	地区	投票所
第1投票区	西浜町、幸町、白浜町、自衛隊営内、船頭町、正門町、中ノ浜、第二緑ヶ丘	役場
第2投票区	祇園町、高浜町、浜口町、第一緑ヶ丘、第三緑ヶ丘、緑ヶ丘8街区、粟屋、大城	芦屋東公民館
第3投票区	山鹿全域、江川台、花美坂	山鹿公民館

■期日前投票

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票に行けない人を対象に投票日の前日まで期日前投票ができます。

▷投票時間 毎日午前8時30分～午後8時00分

▷投票場所 芦屋町役場4階41会議室

※役場正面玄関(郵便局側)から出入りしてください。

■不在者投票

①出張先での投票 期日前投票開始日から投票日にかけて長期出張などで不在の人は、滞在地の選挙管理委員会で投票することができます。

②指定病院や施設での投票 指定された病院や施設に入院、入所している人は、その施設で投票することができます。

③郵便での投票 次の要件に当てはまる人は、自宅で投票(郵便などによる不在者投票)ができます。

	障害	1 級	2 級	3 級	
① 身体障害者手帳を持つ人	両下肢、体幹、移動機能	○	○	—	
	心臓、じん臓、呼吸器、 ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○	
	免疫、肝臓	○	○	○	
	障害	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
② 戦傷病者手帳を持つ人	両下肢、体幹	○	○	—	—
	心臓、じん臓、呼吸器、 うこう、直腸、小腸、肝臓	○	○	○	○
③ 介護保険法に規定する要介護者で、要介護状態区分が5以上の人					

■代理投票

体のケガなどで投票用紙に字が書けない人は、代理投票ができます。投票所で直接係員に申し出てください。

■その他

●6月21日以降に町内転居した人は、前住所地の投票所で投票してください。

●投票所に持ってくる投票所入場券の色は、クリーム色です。

●投票日当日の投票率や開票状況は芦屋町のホームページで随時お知らせします。

▷問い合わせ 芦屋町選挙管理委員会(☎223局0881)

また、令和元年10月から消費税率引き上げが予定されており、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者(所得段階が第1段階から第3段階までの人)の介護保険料は、令和2年度までの2年間、2段階で軽減されます。詳しくは介護保険料額決定通知書をご覧ください。保険料納付へのご理解とご協力をお願いします。

▽納付方法

●年金から天引きで納めている人

今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き(仮徴収)された保険料を差し引いた残りが、10月、12月、令和2年2月に年金から天引き(本徴収)されます。※年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している人は、年金天引きとなります。65歳になった人や福岡県介護保険広域連合に加入していない市町村から転入した人

65歳の誕生日、または転入日

から起算して、半年から1年後までに年金からの天引きが開始されます。それまでの間は、納付書や口座振替で納付してください。●納付書や口座振替で納めている人 8月から令和2年3月まで引き続き納付書(期限内であれば全国コンビニで納付可)や口座振替などで納付してください。※納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

※災害や失業などやむを得ない理由

由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。※保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用したときの自己負担割合が増える場合があります。▽問い合わせ 高齢者支援係(☎223局3536)または福岡県介護保険広域連合総務課収納係(☎092-981局9071)